

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

新バーコード表示について

一昨年6月、厚生労働省の「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」が一部改正(24.6.29)され、「任意表示」については「新バーコード表示が可能な製造販売業者から表示の実施を順次進める」ことになりました。

卸連は、当初、日薬連に対して、バーコードの表示方法が変更されJANコード表示が禁止される平成27年7月までに、品目ベースで50%を超える表示率に達することを要望いたしました。その後、新バーコード表示推進ワーキングチーム会合での議論を踏まえて、流通量と表示率の関係について調査した結果、流通量の多い品目の10%足らずで流通量全体の70%を網羅することが判明しましたので、6月18日のワーキングチーム会合において、日薬連に対し、流通量の多い品目から新バーコード表示を要望いたしました。また、新バーコードを表示する場合、商品コード(GTIN)だけを表示したバーコードでは、現状のJANコード表示と何ら変わりませんので、新バーコード表示の可能なメーカーは、変動情報が加味された新バーコードの表示についても併せて要望しました。

なお、卸連傘下企業は、新バーコード表示の利活用を進めるべく、新バーコード対応リーダーの入れ替えを進め、物流センターにおいてはほぼ全てが対応可能な状況になっております。

今後とも、新バーコード表示の推進に向けて、メーカー各社の積極的な取り組みを期待いたします。